

平成 26 年 4 月 8 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報担当

自己啓発等休業制度を創設しました

1. 導入の経緯

個々の職員が新しい知識や考え方を学び、自らの能力・資質を高めようとするモチベーションを引き出す仕組みが必要であり、国立市の人材育成基本方針に沿って、自己啓発を自発的・積極的に行う職員を支援する制度の導入が必要との考えから、若手職員有志から地方公務員法第 26 条の 5 に規定される、自己啓発等休業制度創設の提案がありました。それを受け、市では、平成 26 年 3 月の国立市議会第 1 回定例会に「国立市職員の自己啓発等休業に関する条例」を提案し、平成 26 年 4 月 1 日より、自己啓発等休業制度を創設しました。

2. 制度の概要

休業の事由

- (1) 大学等課程の履修のため：国内外の大学、大学院、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの（短期大学・専修学校等）
- (2) 国際貢献活動：独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う開発途上地域での奉仕活動への参加（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの

対象となる職員の要件 在職期間が 3 年以上の者

休業の期間

- (1) の場合：2 年以内（修業年限が 2 年を超え、履修の成果をあげるために特に必要な場合は 3 年以内）
- (2) の場合：3 年以内

休業の承認

職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、職員の勤務成績、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を考慮した上で承認・不承認を決定します。

3. 今後の動き

職員有志メンバーの中に、青年海外協力隊の選考に合格した者がおり、自己啓発等休業を利用し、これに参加することを希望したため、平成 26 年 4 月 10 日より自己啓発等休業を取得することを認めました。

4 月 10 日より 6 月まで、福島県二本松市で出発前の訓練を行い、平成 26 年 6 月に赴任地である、タンザニアへ向け出発します。現地では、行政関係の仕事に就く予定で、平成 28 年 3 月に帰国する予定です。

帰国後は、現地で身に付けた能力、経験を、市政において、大いに役立ててもらおう予定です。

問い合わせ先

国立市行政管理部職員課人事・人材育成係
042 - 576 - 2111（内線 261）